基準７

2023/2/7更新

|  |
| --- |
| **７　昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例**  昼間の課程（第１部）と夜間の課程（第２部）又は昼間２交代制あるいは昼夜間２交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第３部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第１部と第２部又は第３部をあわせて１つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。  ①　「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）  ②　「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）  ③　「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  ④　特別支援教育に関する科目  ⑤　養護に関する科目  ⑥　栄養に係る教育に関する科目 |

◆令和6年度開設用手引き別冊Q＆A（No.6）

|  |
| --- |
| Ｑ　昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合に、昼間の課程（一部）において開設する授業科目を夜間の課程（二部）における「教育の基礎的理解に関する科目等」などに含めることはできるか。また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。  Ａ  （前段）  できない。教職課程認定基準において、必要専任教員数の観点では、一部・二部を1つの課程とみなして必要専任教員数を充足させることができる旨の規定があるが、授業科目の開設の観点では、共通に開設できる旨の規定はない。このため、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。  （後段）  できない。教職課程認定基準では、必要専任教員数の観点では、通信課程の専任教員について、通学課程の専任教員をもってあてることができる旨の規定があるが、授業科目の開設の観点では、共通に開設できる旨の規定はない。このため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。 |

◆[質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.39）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園教諭の教職課程で、昼間の課程（一部）といわゆる昼間定時制の三部を併設する場合、三部に置く必要専任教員の数は、一部の半分又は、一部と三部の両部を合わせ入学定員に応じた専任教員の数と考えればよいか。  Ａ  ○課程認定基準の7を適用する場合においては、両部に置く必要専任教員数の合計が、両部の入学定員の合計数に応じた人数となる。  ○課程認定基準の7を適用しない場合においては、第1部と第3部でそれぞれ必要専任教員数を満たす必要がある。 |

◆[質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.94）

|  |
| --- |
| Ｑ　昼間の課程と夜間の課程で同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合、カリキュラムや免許の教科は同一であるものの、昼間と夜間の学科名称が異なっていても、基準７の特例が適用されるか。  Ａ　名称の同一性までは規定していないため、課程認定基準7の特例は適用されると解される。 |